

瑞穂監第42号  
平成28年2月8日

瑞穂市長  
棚橋敏明様

瑞穂市議会議長  
小川勝範様

瑞穂市代表監査委員 井上和子

瑞穂市監査委員 星川睦枝

#### 定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「福祉生活課」の定期監査を実施した  
ので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

「福祉生活課」における平成27年4月1日から平成27年11月末日までの財務に関する事務の執行と、重点項目として「指導監査」についての監査を行った。

福祉生活課は、課長以下12名の職員と嘱託員4名、補助職員5名で次の事務を行っている。

- (1) 福祉事務所に関すること
- (2) 生活保護に関すること
- (3) 生活困窮者自立支援に関すること
- (4) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること
- (5) 臨時福祉給付金に関すること
- (6) 身体、知的及び精神障害者（児）の福祉に関すること
- (7) 特別児童扶養手当、特別障害者手当及び福祉手当等に関すること
- (8) 障害者生活訓練場に関すること
- (9) 児童福祉に関すること
- (10) 児童手当及び児童扶養手当に関すること
- (11) 児童虐待（要保護児童対策地域協議会）に関すること
- (12) 母子寡婦福祉に関すること
- (13) 女性相談に関すること
- (14) いじめ問題対策連絡協議会に関すること
- (15) 子育て世帯臨時特例給付金に関すること

#### 2 監査の実施日

平成28年1月15日（金）

#### 3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び「指導監査」の状況について、提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施した。

### 第2 監査の結果

#### 1 財務について

「福祉生活課」における財務の執行については、次のとおりで、財務の事務は概ね適正に執行されているものと認められた。

平成 27 年 11 月末現在

	予 算 額 (円)	収入・執行済額(円)	比率 (%)
歳 入	1,786,299,000	949,213,164	53.1
歳 出	2,449,832,000	1,560,786,226	63.7

## 2 指導監査について

### (1) 対象法人等について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 23 年法律第 105 号)の公布に伴い、社会福祉法が改正された。これにより、従来、都道府県知事が処理していた社会福祉法人に関する定款の認可、報告の徴収及び検査、業務停止命令等並びに解散命令については、主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であってその行う事業が当該市の区域を越えないものに限り、平成 25 年 4 月から市へ権限が移譲された。

権限移譲により、当市で指導監査を実施することになった法人の名称等は、次のとおりである。

法人名	施設名等	種 類 (事業名)	担当課	実施頻度	
				法人	施設
(福) 誠心会	誠心寮	児童養護施設, 子育て短期支援事業	福祉生活課	2年に 1度	原則 年1度 (県が 実施)
(福) 信和会	ほづみ園	特別養護老人ホーム, 老人短期入所事業他	地域福祉高 齢課	毎年	
(福) 瑞穂市社会 福祉協議会	豊住園他	障害福祉サービス事業, 老人福祉センター他	地域福祉高 齢課	毎年	
(福) 清流会	清流みず ほ保育園	保育所	幼児支援課	毎年	

福祉生活課の担当は、社会福祉法人誠心会である。社会福祉法人現況報告書によると、社会福祉法人誠心会は、児童養護施設 誠心寮(定員:50名)を運営している。また、同施設内において、子育て短期支援事業(定員:3名)を実施している。

指導監査には法人監査と施設監査があるが、法人監査は市が実施することになった監査であり、概ね適正に運営されていると認められる法人については、2年に1度、実施しているとのことである。施設監査は、県が実施する監査であることから、市は内容を把握していない。

### (2) 指導監査結果の公表について

現在、当市のホームページや広報では、指導監査の結果は公表されていない。他市においては、①市民サービスの向上や市民の視点に立った

公平性・透明性の高い市政を推進すること、②福祉サービスを利用しようとする者に必要な福祉サービスの選択に資する情報を提供すること、③社会福祉法人等の健全な経営を促進し、提供するサービスの質の向上を図ることを目的とし、公表に努めている団体も存在する。

指導監査結果の公表予定について、福祉生活課に確認をしたところ、「結果の公表については、県内の状況に合わせて検討していく。」とのことであった。

### 3 瑞穂市身体障害者福祉協会に対する補助金について

瑞穂市身体障害者福祉協会に対しては、「瑞穂市地域福祉活動事業に関する補助金等交付要綱」を根拠として補助金が支出されており、平成24年度以降、一定の金額（970,000円／年）が支出されている。

平成23年度に行われた包括外部監査の結果報告書では、「ここ数年見直されていない補助金については、早急に見直すべきであり、団体の事業内容、財政状態に見合った交付額となるよう団体と協議する必要がある」と報告されている。

また、同結果報告書では、補助金が「温泉施設での総会と慰労会」に充てられている点を、時勢に合わないとして問題視している。平成27年度においても、県外の温泉施設で総会が開かれていたことから、補助金の算定根拠について確認を行ったところ、「食糧費及び慶弔費を除いた金額で算定」しているとの回答であった。総会費のうち、参加者の食事代（1,000円／人）は対象経費から除外しているとの回答であったが、裏を返せば、バス代等その他の経費には、依然として補助金が充てられていることになる。

### 4 精算処理について

瑞穂市会計規則によると、概算払を受けた者は、その用件終了後に精算しなければならない。

経理簿を確認したところ、社会福祉主事資格認定通信課程（公務員課程）を受講するため、2名の職員に対し旅費が概算払で支給されていた。このうち、8月開催分に参加した1名については、数ヶ月を経過した後においても、精算が行われていなかった。

## 第3 監査の意見

### 1 指導監査結果の公表について

指導監査結果の公表は、法人運営の適正化のみではなく、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資する役割もあるとされる。社会福祉法人誠心会及びその他の法人についても、指導監査の結果を積極的に公表するよう、検討していただきたい。

2 瑞穂市身体障害者福祉協会に対する補助金について

補助金の一部が、公益上特に必要であるとは認め難い経費に充てられている。経費内容や補助対象事業を精査し、補助金額を縮減すべきである。同時に、補助金に頼らず運営できるよう、会費の見直しや賛助会費の確保、新規会員の加入促進について助言を行う等、協会の育成に尽力すべきである。

なお、現在の補助事業実施報告書は、内容が十分であるとはいえない。役員研修会で得た知見とその活用方法等、実施事業により得たデータ及び成果について、詳細な報告を求めている。

3 精算処理について

概算払で支給された旅費等に過誤払金等が生じた場合、直ちに精算を行う必要がある。精算漏れが生じることのないよう、再発防止に努めていただきたい。

以上